

募集要項

【企画競争方式】

件名：2016年度
途上国の課題解決型ビジネス
(SDGs ビジネス) 調査

2017年2月17日
独立行政法人国際協力機構
民間連携事業部

－目次－

内容

はじめに.....	3
I. 途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査概要.....	4
1. 本事業の背景と目的.....	4
2. 本事業の概要.....	5
(1) 対象分野と範囲.....	5
(2) 調査内容のイメージ.....	5
(3) 対象国.....	7
(4) 実施期間.....	9
(5) 調査の規模.....	9
(6) 採択件数.....	9
(7) 応募上のポイント・留意事項.....	9
(8) 本事業の対象外となる提案.....	11
(9) 成果品.....	11
(10) JICA の役割.....	11
II. 募集・選考の流れ.....	13
1. 募集・選考スケジュール.....	13
2. 競争参加資格.....	13
3. 応募書類・企画書.....	15
4. 企画書の評価・選定.....	17
5. 評価結果の通知.....	17
6. 調査内容の確定／契約交渉／契約締結.....	17
7. 情報の公開.....	18
8. 応募に当たっての留意事項.....	18
9. 質問受付.....	20
III. 留意事項.....	21
IV. 調査経費・支払等.....	24

【添付書類】

経理処理(積算)ガイドライン

様式 1. 見積金額内訳書

様式 2. 見積金額内訳明細書

様式 3. 書類受領書

様式 4. 企画競争申込書

様式 5. 提案者情報

様式 6. 企画書

様式 7. 事業計画書

様式 8. 作業工程表

様式 9. 業務経験

様式 10. 評価対象業務従事者経歴書

(業務主任者1名及び評価対象者となる調査団員2名の計3名分作成)

様式 11. 質問書

様式 12. 同意書

参考資料 1. 契約書雛型 (附属書 I~IV 含む)

参考資料 2. 評価の視点

Q&A (よくあるご質問と回答)

途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査
2017年2月17日公示分
公示資料

はじめに

本制度は、民間連携事業のひとつとして、2010年に開始した「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）」に代わるものとして、今回より新たに開始するものです。前回公示に当たる、「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）」2016年度第1回公示からの主な変更点は以下の通りです。詳細は、募集要項本文をご参照ください。

1. 対象事業を「BOP ビジネス」から「SDGs ビジネス」へ拡大

「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）」では、対象事業を、「貧困層が抱える課題の解決に貢献するビジネス（BOP ビジネス）」に限定していましたが、本制度では、広く「途上国の SDGs 達成に貢献するビジネス（SDGs ビジネス）」を対象とします。

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた17の目標であり、2016年1月1日に正式に発効しました。2030年までに達成することを目標に、国際社会は力を結集して「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

2. 資機材の輸送費を「往復の場合に限定」から「片道の場合も可」へ変更

これまで、原則、機材を日本に持ち帰ることを前提に往復の輸送費が計上可能でしたが、対象の商品が消耗品である場合など、提案事業の内容に従って妥当と認められる場合は、片道の輸送費も計上いただくことを可能とします。

→詳細は p24 をご参照ください

1. 途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査概要

1. 本事業の背景と目的

独立行政法人国際協力機構（以下、JICA）が掲げるビジョン「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」は、ODA（政府開発援助）など従来の公的機関の援助のみで実現することは不可能です。そうした認識から、JICAは、2008年10月に民間連携室（現・民間連携事業部）を設置し、長年にわたるODA事業を通じて蓄積した開発途上国（以下、途上国）における公的機関とのつながりや情報、国内外のネットワークを活かし、途上国での事業展開を検討される企業を支援し、ビジネスを通じた現地の課題解決を推し進めてきました。その一環として、2010年には、日本企業によるBOPビジネス（貧困層が抱える課題の解決に貢献するビジネス）を推進することを目的に、「協力準備調査（BOPビジネス連携促進）」を開始し、2016年4月までに計10回の公示を行い、通算で114の案件を採択しました。

そのような中、2015年9月、国連本部において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までに持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を達成することが掲げられました。SDGsを構成する17の目標のひとつには「グローバルパートナーシップの活性化」が挙げられ、民間セクターの果たす役割の大きさは益々注目されています。また、JICAは、2016年9月にSDGs達成に向けた取り組み方針を発表し、その柱のひとつに、SDGs達成を加速させるためのパートナーとの連携強化を掲げました。その具体的な取り組みのひとつとして、今次、「BOPビジネス」を対象を限定していた「協力準備調査（BOPビジネス連携促進）」を、「途上国における課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査」として、広く途上国のSDGs達成に貢献するビジネスを対象に支援します。

SDGsは、政府だけでなく、民間企業、市民、研究機関など複数のステークホルダーが策定に参画し、その重要性が合意されたものであり、特に民間企業にとっては大きなビジネスチャンスとも捉えられています。実際に、企業経営においても、サステナブル経営やESG（Environment, Social, Governance）投資の流れが強まる中、国連でのSDGs採択を契機に、SDGsを経営に取り込む動きも始まり、今後さらに日本企業の持つ技術やノウハウの動員への期待が高まると考えられます。

本制度は、提案法人の方々が、途上国において、本業を通じたSDGs達成への貢献をめざす「SDGsビジネス」の形成・展開を検討するにあたり、必要な情報収集と共に、実現可能かつ持続可能なビジネスモデルの開発・検証、それらに基づく事業計画の策定を促進することを目的に実施します。また、当該SDGs

ビジネスと JICA 事業が連携することで、ビジネスの発展及び SDGs 達成への貢献がともに拡大するような事例の形成をめざします。

※SDGs とは（国際連合広報センターHP）

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

※SDGs と JICA の取組み

<https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/index.html>

2. 本事業の概要

(1) 対象分野と範囲

本制度は、途上国において、SDGs 達成に貢献することが期待されるビジネス（SDGs ビジネス）の事業化に向けた調査・活動を行うものです。

また、以下の通り、SDGs ビジネスの事業化準備の段階にあるものを対象とし、対象国において事業化済みの段階にあるものは対象となりません。また、本事業を経て事業化が見込まれるものを対象としますので、下記アの段階の活動のみを行うことが想定・予想されるものは対象となりません。

ア 情報収集・市場調査段階

SDGs の中で対象とするゴール及びターゲット（開発課題）の現状に係る情報収集、対象地域の選定、ビジネスによる SDGs 達成への貢献可能性（開発効果）に係る調査、現地の投資環境・事業環境に係る情報収集・分析、現地ニーズの把握、現地パートナーの情報収集・発掘、JICA 事業との連携可能性に係る情報収集等。

イ ビジネスモデル構築段階

ビジネスモデルの開発・検証、試作品の開発やパイロット事業の実施、事業計画の策定、等。

(2) 調査内容のイメージ

提出された企画書が採択された場合、詳細な調査内容については、提出済みの企画書に加えて、当該事業の状況・性格、既存調査の有無・内容等を踏まえ、JICA との協議を経て個別に決定されます。なお、収入を発生せしめる活動は、業務委託契約の対象となる業務内容から予め除外することとします。基本的な調査項目のイメージは以下のとおりです。

ア 対象とする SDGs に関する課題の現状と期待される効果に係る調査

対象の国・地域、またそこにおける SDGs の課題に対し、ご提案の BOP ビジネスがどのようにゴール達成に貢献するのかを調査します。

(想定される調査項目のイメージ)

- ・ 当該地域が抱える SDGs に関する課題の現状
- ・ 当該地域が抱える SDGs に関する課題への取組状況（現地政府の政策・施策、諸外国による援助の状況等）と残された取組課題
- ・ 事業の実施により期待される SDGs への貢献可能性（直接的効果、間接的効果）等

イ 現地の投資環境・事業環境に係る情報収集・分析

調査終了後の事業計画策定に必要な情報の収集、分析を行います。但し、これらの項目のうち、事業化の前提となり得るものについては、ご応募前に、現地調査等を通じ、予め問題がないことを確認されていることが望まれます。

(想定される調査項目のイメージ)

- ・ 対象国の政治・経済状況
- ・ 対象国の投資に関する各種政策や法制度
- ・ 対象となる裨益層の状況
(人口、家計、社会階層、生活形態、経済活動等)
- ・ 対象国の市場の現状
(市場の競争、類似商品のマーケットの状況、市場規模、流通体系など)
- ・ パートナーとなり得る現地企業・NGO 等の情報
- ・ 対象国における消費者の需要（潜在的な需要を含む）
- ・ 対象国における既存のインフラ（電気、道路、水道等）や関連設備など
- ・ 開発インパクトの発現に向けたベースライン調査及び目標とする開発インパクトの設定、シナリオの検討等

ウ ビジネスモデルの策定

上記ア、イの情報収集・分析に基づき、ビジネスモデルを策定します。

(想定される調査項目のイメージ)

- ・ 原材料・資機材の調達
- ・ 要員計画

- ・ 生産、流通、販売計画
- ・ 環境・社会配慮
- ・ 許認可取得手続き
- ・ 財務計画
- ・ 必要な人材確保、育成計画
- ・ 技術移転の計画策定等

エ パイロット事業の実施及びビジネスモデルの検証

上記ウで策定されたビジネスモデルに基づき、パイロット事業を実施します。実施後、結果を検証し、ビジネスモデルに反映させ、修正します。必要に応じて実施と検証のプロセスを繰り返し、より実現性の高いビジネスモデルの策定及び事業計画の作成につなげます。

オ 事業計画の作成

上記ア、イ、ウ、エに基づき、実際の SDGs ビジネスの事業計画を作成します。想定される事業計画については企画書(様式 6、7)で提案してください。

カ JICA 事業との連携可能性の検討

本制度は、提案される SDGs ビジネス及び JICA 事業の双方にとって効率性、効果、持続性が向上する連携の可能性を検討します。現時点で想定される連携のアイデアについて、企画書(様式 6)にてご説明ください。

なお、連携が期待される事業は、過去の事業、現在実施中の事業、今後検討すべき事業のいずれも該当します。但し、今後検討すべき事業のうち、当該 JICA 事業が、SDGs ビジネス実施の前提になるようなアイデアについては、評価の対象になりません。

(3) 対象国

原則として、JICA の在外事務所等が設置されている ODA 対象国である、下記の国を対象とします。ただし、対象国となっても、JICA の安全管理対策上、外務省海外安全情報 (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) において「レベル 4 : 退避してください。渡航は止めてください(退避勧告)」と指定されている国または当該地域は対象外となります。また、「レベル 3 : 渡航は止めてください(渡航中止勧告)」以下に指定されている地域の中でも、JICA の安全管理対策基準上、事業実施に制約のある地域も存在し、事業が行えない場合、または行えなくなる場合もありますので、不明な場合はあらかじめ照会ください。その他、

採択後であっても、対象国の急激な治安悪化に伴う安全対策上の理由や、外交政策上の理由から事業が行えなくなる場合もあります点あらかじめご留意願います。

① アジア地域 21 か国

インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、スリランカ、タイ、タジキスタン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、中華人民共和国

※中華人民共和国にて実施を提案する案件については、我が国の対中 ODA が日中両国が直面する共通の課題であって、我が国国民の生命や安全に直接影響するものといった、限定され、かつ我が国のためにもなる分野に絞り込んで実施されていることを踏まえ、採択の可否を検討することになります。

※バングラデシュでは 2016 年 7 月に発生したダッカ襲撃テロ事件を受け、安全面に十分な配慮を行い、地方部やオープンなスペースでの活動は限定的な形で実施しています。本事業の実施にあたっては、JICA の安全対策措置を遵守いただくとともに、特に地方部やオープンスペースでの活動が限定されることにご留意ください。

※アフガニスタンには JICA 事務所が設置されておりますが、今回の募集では対象国から除きます。

② 大洋州地域 9 か国

サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

③ 中南米地域 21 か国

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

※ベネズエラは JICA 支所が設置されておりますが、今回の募集では対象国から除きます。

④ アフリカ地域 25 か国

ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セ

ネガル、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、ルワンダ

※ 南スーダンには JICA 事務所が設置されておりますが、今回の募集では対象国から除きます。

⑤ 中東地域 7 개국

イラク、イラン、エジプト、チュニジア、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン

※ シリア、イエメンには JICA 事務所・支所が設置されておりますが、今回の募集では対象国から除きます。

⑥ 欧州地域 2 개국

セルビア、トルコ

(4) 実施期間

契約締結日から 3 年以内

(5) 調査の規模

1 件あたりの調査規模は、5,000 万円を上限（消費税を含む）とします。

詳しくは、「調査経費・支払」及び別添 1. 経理処理（積算）ガイドラインを参照してください。

(6) 採択件数

10 件程度

(7) 応募上のポイント・留意事項

① SDGs 達成に貢献し得る事業提案

既存の製品やサービスの途上国における普及といった供給側の視点からだけでなく、SDGs の中から具体的なゴール／ターゲットを特定し、対象国の状況に基づき、その達成に貢献し得るビジネスモデルをご提案ください。SDGs のゴール／ターゲットに則して、ご提案ビジネスの具体的な目標を設定した上で、その目標が達成される道筋についてのロジックとともに、その貢献度合いを定量的に測る方法についてご提案ください。

② BOP ビジネスの位置づけ

SDGs の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に通じるものとして、SDGs の中でも貧困層の課題に焦点を当てた「BOP ビジネス」は優先分野と位置付けています。なお、「BOP ビジネス」は、BOP 層を消費者として捉えるビジネスモデルだけではなく、バリューチェーンの多様な段階（原材料調達、生産、流通・販売等）に BOP 層を巻き込むビジネスモデルを対象とします。

③ 既存事業の扱い

対象国で既に事業化準備に着手されているものであっても、本格的な事業展開に向けて調査や検証を必要とするものについては本事業の対象とします。また、途上国で既にビジネスモデルが確立し実際に事業化されているものであっても、他の国や地域における展開のために新たなビジネスモデルの構築を必要とするものについても本事業の対象となります。

④ パイロット事業の扱い

本事業では、対象地域において実現性の高いビジネスモデル策定を可能とするため、当該地域においてパイロット事業を実施し、その結果に基づくビジネスモデルの検証を事業に含めることを推奨します。

⑤ 医療行為等の扱い

本事業の実施にあたり、(a) 治験 (Clinical Trial) 及び人体に侵襲を加える、あるいはプライバシーを侵害する臨床試験（以下「治験等」という）、及び (b) 医療行為については、以下の扱いとします。

(a) 治験等の扱い

治験等は、JICA 事業として実施しない。なお、治験等の実施者（医療従事者等）に対する研修・指導・助言等は JICA 事業に含めることができる。

(b) 医療行為の扱い

「医療行為」は、患者に対しての直接的な医療行為を指すものとし、原則、現地医療従事者が行う医療行為への指導等は含まれない。採血、検便、検温、血圧測定等、大きな危険を伴わないものについては、JICA から事前了解を得た場合は実施可能。より広範囲の侵襲を伴う医療行為の扱いは、侵襲性や安全性を踏まえ、個別に扱いを検討する。

なお、相手国での医療行為の実施に際しては、医療行為を行う実施者が相手国で有資格者として認定されること、JICA 及び実施者への免責に関し

ての合意文書を相手国責任機関と結ぶことなど、リスク管理を行うことが必要となります。

(8) 本事業の対象外となる提案

- ① 提案法人がこれまで実施してきた調査と同一の内容で、期間を延長することのみを目的とした提案は採択されません。なお、既に「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）」を実施した案件については、前回事業との違いや、新たな調査や検証を実施する必要性に応じて個別に検討します。
- ② 提案法人（共同企業体の場合は代表法人）が、同時期に募集される他の JICA 事業に同様の事業を重複して提案することはできません。（代表法人は最も親和性の高い一つのスキームに応募することとし、同応募の採択通知受領まで他スキームに応募することはできません。重複応募が確認された場合は、いずれの提案も無効となります。）

※企画書において、JICA 事業及び他機関の事業への応募状況、受注実績等をご記載いただきます。

(9) 成果品

調査の成果は、調査報告書（最終報告書）にまとめ、調査終了後に成果品として提出することになります。（その他、調査途中に提出するレポート等は、契約書（特記仕様書）に記載します。）

調査報告書の著作権は全て JICA に帰属し、公表を原則とします。但し、提案法人の経営情報、知的財産情報の他、公表されていない情報について、提案法人が本事業終了後、ビジネスを自ら展開する前の段階で公表されることが提案法人のビジネス展開を阻害する場合や、法に定める個人情報等が最終成果物に記載されている場合は、提案法人と協議の上、法令及び JICA 法人文書管理規程に基づき、当該情報に該当する部分を削除ないしは一定期間非開示とする等の措置を講ずることとします。なお、上記に関わらず法令の規定により不開示とした情報を開示することがあります。

過去の調査報告書は、下記のウェブサイトでご確認頂けます。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/report/bop.html

(10) JICA の役割

調査の準備及び実施に際しては、提案法人が主体的に実施する点に留意願います。JICA は、事業実施のモニタリング、実施方法に係る助言、必要に応じて適切なアポイント先の紹介や関連事業の情報提供等の側面支援を行います。

※各国における開発課題の現状や JICA 事業との連携可能性については、以下の情報もご参照下さい。

【外務省 国別開発協力方針・事業展開計画】

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html

【JICA 民間企業の製品・技術活用が期待される開発途上国課題】

http://www.jica.go.jp/sme_support/reference/subjects.html

【JICA 各国における取り組み（JICA 国別分析ペーパー）】

<http://www.jica.go.jp/regions/index.html>

【JICA 各課題における取り組み（JICA 課題別指針）】

<http://www.jica.go.jp/activities/index.html>

http://gwwweb.jica.go.jp/km/KM_Frame.nsf/NaviSubjMain?OpenNavigator

【世界銀行 各国情報（英語）】

<http://www.worldbank.org/en/country>

<http://datatopics.worldbank.org/consumption/>

【BOP ビジネス支援センター】

（JICA、経済産業省、JETRO 等による BOP ビジネスに関する報告書等掲載）

<http://www.bop.go.jp/documents>

【JICA BOP ビジネス関連の調査報告書】

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/report/others.html

【SDG Compass SDGs の企業行動指針 -SDGs を企業はどう活用するか-】

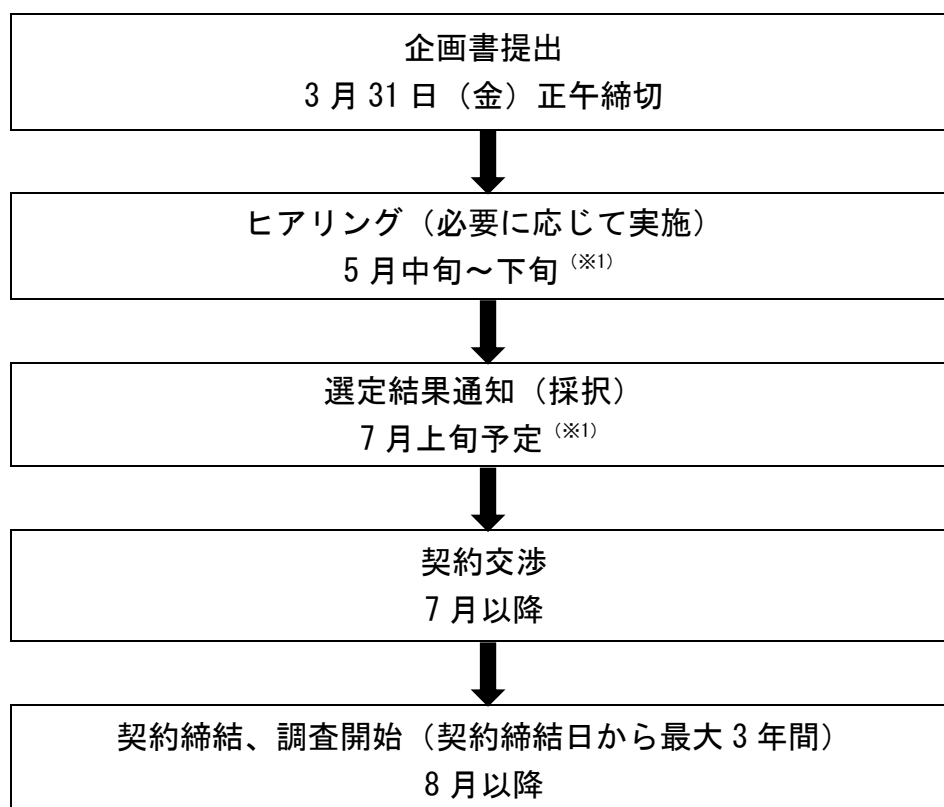
http://sdgcompass.org/wp-content/uploads/2016/04/SDG_Compass_Japanese.pdf

Ⅱ. 募集・選考の流れ

1. 募集・選考スケジュール

募集・選考のスケジュールは下図のとおりです。募集・選考の流れに関する詳細は次項以降の説明をご確認ください。

なお、「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）」公示において必要としていた、事前の「競争参加資格申請書類提出」は今回公示より不要となりました。



※1 審査状況等により多少前後することがありますので、ご了承ください。

2. 競争参加資格

(1) 競争参加資格

本企画競争への参加を希望する者（共同企業体の場合は全構成法人）（以下、「応募者」）は、以下の要件全てを満たすことが必要です。

- ① 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

- ② 国税（法人税、消費税及び地方消費税）に未納がないこと。
- ③ 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者ではないこと。
- ④ JICA から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。
契約競争参加資格停止措置を受けている者からの応募については、具体的には以下のとおり取り扱います。なお、外部人材を雇用している者が契約競争参加資格停止措置を受けている場合も同様の対応とします。
- （ア） 企画書の提出時に資格停止期間中の場合、企画書を無効とします。
 - （イ） 資格停止期間前に、採択通知されている場合は、契約手続きを進めます。
 - （ウ） 企画書提出後、採択通知される前に資格停止期間が始まる案件の企画書は無効とします。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないこと。
- （ア） 応募者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）である。
 - （イ） 応募者の役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められる。
 - （ウ） 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。
 - （エ） 応募者又は応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - （オ） 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を

供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- (カ) 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (キ) 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (ク) その他応募者が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

3. 応募書類・企画書

(1) 応募書類の構成

応募書類の構成は次のとおりです。別添様式 1～12 を使用してください。

書類	部数	様式
ア. 見積金額内訳書 見積金額内訳明細書	正 1 部、写 7 部	様式 1、2
イ. 書類受領書（注 1）	2 部	様式 3
ウ. 企画競争申込書	1 部	様式 4
エ. 提案者情報	正 1 部、写 7 部	様式 5
オ. 企画書	正 1 部、写 7 部	様式 6、7、8、9、10、12*
カ. 企画書 CD-ROM	2 部	様式 1、2、5、6、7、8、9、10（注 2）
キ. 財務諸表（注 3）直近 1 年分	2 部	提案法人所定様式
ク. 登記簿謄本（写）発行日から 3 カ月以内のもの（注 4）	1 部	
ケ. 納税証明書（その 3 の 3）発効日から 3 カ月以内のもの（注 4）	1 部	税務署にて取得可能。 市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収書、納税証明書その 1 等では受付できません。

* 補強団員を評価対象とする場合のみ

- (注1) 受領書は、提出書類を提出する際に、提出書類の受領と引き換えに JICA が押印した受領書を交付しますので、必要事項をご記入の上、提出書類と併せてご提出ください。

(注2) 下記のとおり CD-ROM (2 枚) に記録して提出してください。

・様式 1、2、5 : エクセル形式

・様式 6、7、8、9、10 : PDF 形式 (紙をスキャンする方法ではなく、電子データを直接 PDF 保存し、1 ファイルにまとめてください。)

(注3) 代表法人の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書とします。

(注4) 共同企業体を構成する場合は、全ての構成員について提出が必要です。

(2) 企画書の記載要領

企画書の記載要領については、様式 6「企画書」を参照してください。

(3) 見積金額内訳書<様式 1, 2>

IV. 調査経費・支払、及び、別添 1.「経理処理(積算)ガイドライン」に基づき調査実施に必要な経費を積算してください。

なお、I-2-(5)「調査の規模」に記載された上限金額を超える見積りが提出された場合は、審査の対象外となることがあります。

(4) 提出締切日時

2017 年 3 月 31 日 (金) 正午必着 とします。

・提出受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時 (午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分を除く) です。

・提出締切を過ぎて提出された又は郵送により到着した企画書は、理由の如何を問わず評価の対象となりませんのでご留意ください。

(5) 提出方法及び提出場所

提出方法は、JICA 本部への郵送又は持参に限ります。

ア. 郵送の宛先

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 民間連携事業部 連携推進課
SDGs ビジネス調査 係

イ. 持参の提出場所

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 1階 総合受付

午前 10 時から午後 5 時（午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分を除く。提出締切日は正午まで。）

なお、ご提出の際は受付にて「民間連携事業部連携推進課」宛とお伝えください。

応募書類に不備がある場合は、評価対象となりませんので、ご注意ください。また、以下のいずれかに該当する企画書は無効です。

1. 提出された企画書に記名押印がないとき。
2. 虚偽の内容が記載されているとき。
3. 本要項に違反したとき。

4. 企画書の評価・選定

(1) 評価項目・評価配点・評価基準

企画書の審査基準や、特に重視する項目については、＜参考資料 2：評価の視点＞をご参照ください。

(2) 評価・選定方法

JICA 関係部署による一次評価を実施後、外部有識者から成る有識者委員会に対して一次評価結果に関する諮問を行い、その結果も踏まえ、採択案件を決定します。なお、必要に応じて、応募者へのヒアリングを実施する場合があります。

5. 評価結果の通知

選定結果の通知は、2017 年 7 月上旬頃を予定しています。なお、審査状況等により多少前後することがありますので、ご了承ください。

6. 調査内容の確定／契約交渉／契約締結

採択となった企画書の提案事業者に対し、提出された企画書及び最新情報に基づいて、調査内容・体制等について協議を行い、併せて見積書の内容について契約交渉を行った上で、JICA が提案事業者に対し調査の実施を委託する業務委託契約を締結します。

提案事業者は、JICA との業務委託契約に基づき調査を実施し、調査中及び終了時に契約で規定する成果品を提出することとなります。本業務は助成金事業や補助金事業とは異なります。契約書の見本については、＜参考資料 1：契約書雛形＞をご確認ください。

上記協議において、調査内容・調査手順に関し、JICA 側から、提案事業者に提案内容の変更を求めることがありますので、ご了承ください。なお、調査内容や支払条件を含めた契約条件で合意できない場合には、契約を締結することが出来ませんのでご注意ください。

7. 情報の公開

採択された案件の国名・案件名・契約先名と調査概略は、選考結果通知後、公表を予定しています。また、調査の契約締結後には契約先名、契約金額等情報の公表を予定しています。

この点に同意の上で、本事業の企画書をご提出いただきますようお願いいたします。

具体的には、「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号)に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/>)

8. 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者について

- ア. 将来の事業実施のために、出資や事業への参画を考えている複数の法人が共同で本調査を実施する場合は、共同企業体による応募を認めます。共同企業体を結成する場合は、代表法人及び構成法人にて共同連帯責任をもって業務実施にあたることを確認の上、企画書に添付してください(様式 4)。様式 4 へは代表法人及び全構成法人の代表者印又は社印を必ず押印してください。なお、企画書の提出締切後は原則として共同企業体の構成を変更することはできません。共同企業体を構成する法人の数は、最大で 5 法人までとします。
- イ. 同一案件を、協力関係にある法人から別々に提案することは認められません。複数の法人が同一案件で提案する場合は、共同企業体として提案してください。

(2) 提案内容について

- ア. 提案法人が受託する他機関・団体の事業補助金(対象調査地域や内容が同一あるいは類似するもの)との重複は不可とします。但し、他機関から補助金等を受け取っている場合でも、業務内容等が客観的に違うことが説明できると JICA が認める場合には、本調査の対象となる場合があります。
- イ. 同一の法人または共同企業体から提案可能な企画書の数については、制限を設けません。但し、本事業に係る同一回の公示において、

同一の法人または共同企業体から、内容が同一または著しく類似する複数の企画書を提出することはできません。

(3) 業務従事者について

- ア. 本調査を行う際、提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）から必ず1名以上が業務従事者として参加する必要があります。
- イ. 調査団の業務主任者（総括）は、企画書提出時点で、提案法人（共同企業体の場合は代表法人）の正規職員、社員又は役員である必要があります。なお、業務主任者には、調査業務全体を一貫して運営管理することが求められ、企画書審査の際にも経験、能力等を評価対象とすることから、企画書の提出締切後の交代は原則として不可とします。
- ウ. 事業の実現に向けて、提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）以外の法人に雇用されており、調査後の事業に参画することを見込んで参加する個人を補強団員として提案法人側の業務従事者に含めることを認めます（様式12の同意書の写を採択後にご提出ください。但し、補強団員を評価対象とする場合には、企画書に添付して提出ください）。
また、技術・分野課題・対象国・ビジネス展開等に関する知見を持ち、本調査にのみ参加する個人を外部人材として業務従事者に含めることを認めます。なお、補強及び外部人材に関しては、本邦登記法人以外で登記された企業に所属する人材を含めることが可能です。
- エ. 補強・外部人材を除き、業務従事者は提案法人の「専任の技術者¹」であることが必要です。

¹ 「専任の技術者」

- (1) 企画書を提出する法人の経営者。
- (2) 企画書を提出する法人が雇用している技術者であって、当該法人以外の法人との間で雇用関係のない者。
- (3) 企画書を提出する法人が雇用している技術者であって、当該法人以外の法人との間でも雇用関係はあるが、当該法人との間に「主たる賃金を受ける雇用関係」がある者。

注1) 技術者とは、業務を実施するのに必要な専門性・知見を有する者を指します。

注2) 雇用予定者は雇用関係がないとみなしますので、「専任の技術者」とは認めません。

注3) 主たる賃金を受ける雇用関係とは、当該技術者の雇用保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者の関係を指します。ただし、65才以上で新たに雇用された技術者等で雇用保険に加入していない者については、主たる賃金を受ける雇用契約を有する法人との関係を示します。主たる賃金を受ける雇用契約に当たるか否かについては契約書等関連資料を審査のうえ、JICAにて判断します。

- オ. 業務従事者に外国籍人材の活用を認めます。ただし、業務主任者(総括)については、日本語でのコミュニケーションが行えることを必須とします。

9. 質問受付

(1) よくあるご質問と回答を「Q&A (よくあるご質問と回答)」としてまとめておりますので、ご確認ください。

(2) この募集要項に対する質問がある場合は、次に従い質問書(様式11)を電子メールにてご提出下さい。

ア. 質問受付期間: 公示実施日から2017年3月21日(火)午後5時まで

イ. 担当部署:

独立行政法人国際協力機構

民間連携事業部連携推進課「SDGs ビジネス調査」係

メールアドレス: ostpp-contact@jica.go.jp

(3) 質問に対する回答書は、JICAのウェブサイトにて公開します(電話やメールの形式で個別に内容に関する確認は受け付けません)。本事業応募予定者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。

掲載までに数日がかかりますので、ご了承ください。

Ⅲ. 留意事項

(1) 採択又は契約の取り消し

提案の採択後に、調査の実施が明らかに困難と JICA が判断する事態が発生した場合や、何らかの事情により提案事業者が応募時の要件を満たさない状況に至った場合には、選定された案件の提案事業者と契約を締結しない、契約を締結した後に契約を取り消すことがあります。

(2) 現地再委託

ア. 本業務で実施する現地調査工程の一部を、専門的な知識や経験を持つ NGO、NPO、民間企業、ローカルコンサルタント等に再委託することを認めます。その場合は、JICA の承認の下、提案事業者は再委託先と契約を結ぶことになります。

なお、JICA と提案事業者間で締結する契約書上で認められた業務以外の業務を再委託することは認められません。

イ. 現地再委託の可能な業務の範囲は特に限定しませんが、現地調査の中の主要な業務は全て提案事業者が主体的に実施することとし、調査工程の全てを再委託することはできません。再委託が認められる範囲については、案件毎に契約交渉の時点において検討します。(例えば、事業計画を作成する場合に、計画作成に必要なデータを収集するため市場調査を再委託する等。事業計画の作成そのものは、本調査の主要業務となりますので、これを再委託とすることはできません)

ウ. 現地再委託契約相手先の選定は原則として競争性がある選定方法により行うことが必要です。現地再委託を実施する場合は、「民間連携事業／中小企業海外展開支援事業 契約管理ガイドライン 別添 3 現地再委託ガイドライン」に則り実施してください。

エ. 特定の企業を随意に契約相手先とすることは原則できません。特定の企業等に業務を再委託することが必要な場合は、採択後の契約交渉等を通じて可否につき検討することとなります。

(3) 環境社会配慮

本事業の実施に当たっては、JICA が制定する環境社会配慮ガイドラインの適用の対象となります。提案案件が採択になった場合、環境や地域社

会に与える影響の規模や重大性等に応じて「環境カテゴリー」のうちいずれに属するかが決定されます。カテゴリーA及びB案件については、同ガイドラインの規定に基づき、情報公開の実施、外部有識者による助言委員会の実施等の対象になるため、本事業の実施を受託する提案法人は契約書の規定に基づき、環境社会配慮ガイドラインの規定に対応することが必要となります。

ガイドラインの詳細については、「新 JICA の環境社会配慮ガイドライン」をご参照ください。

<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>

(4) 安全対策上の留意点

JICA 契約書の「安全対策措置等」の条項に基づき、現地の日本大使館、相手国政府等と緊密に連携の上、提案法人に対して各在外拠点が定める「安全マニュアル」の周知等を行い、安全確保に努めます。また、昨今の世界的な治安情勢の変化を踏まえ、ODA 事業に関連する企業・団体の皆様に、全業務従事者を対象とした安全対策研修（ウェブ研修、座学）および「戦争特約対象国・地域」を対象としたテロ対策実技訓練を提供しています。同時に、対象国、地域の治安状況により採択後に安全対策に必要な経費（武装警官備上費用等）の経費計上を提案法人にお願いすることがあります。その場合でも、当該経費を含めた契約金額が上限金額を越えることを原則認めませんが、例外的に上限金額を上回ることを許容することがあります。

また、本事業の実施に当たり、提案法人は外部人材を含む業務従事者に緊急移送サービスを含む適切な保険を付保することを推奨します。

(5) 不正行為の防止

提案者は機構関係として、独立行政法人国際協力機構職員倫理規程（平成 16 年規程（人）第 28 号）に基づく「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」の遵守をお願いします。

また、不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、提案法人は、本事業の実施における途上国政府関係者への対応に際しては、不正

競争防止法第 18 条²（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意願います。

※「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」

<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

(6) 運営補助業者の配置

本件における企画書審査、SDGs ビジネス調査業務の開始から終了までの進捗監理と事業化に向けたご支援に際し、保秘義務を課した上で、JICA による事業運営を補助する外部委託業者を配置しています。従って、提案法人と JICA との面談への当該業者の同席や、提案法人への連絡・依頼・助言等について、当該業者を通じて行う機会が想定されますことをご了解ください。

² 不正競争防止法第 18 条の運用については、経済産業省から外国公務員贈賄防止指針を含む詳しい解説及び注意事項を参照(http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/index.html)

IV. 調査経費・支払等

本調査は、提案法人と JICA との業務委託契約に基づき実施するものであり、提案法人が業務委託契約書上で規定した一連の業務を履行、成果品を提出し、JICA はその対価として提案法人に対して契約金額を支払う形を取ります。つまり、提案法人が自ら行う調査に要した経費の一部を国や公共団体が補助する補助金制度とは、性格が異なることにご留意下さい。

費目		直接費として計上可能な費目 (注1)	定義・内容
I. 人件費			
1. 直接人件費	事業提案者	×	事業提案者の業務従事者の直接人件費は負担しない
	外部人材	●	外部人材（コンサルタント等）の直接人件費
2. その他原価		●	外部人材の直接人件費に一定比率を掛け算出。間接的に業務支援を行う事務員、技術者等の人件費、事務機器の損料、水道光熱費、銀行手数料等。
3. 一般管理費等		●	外部人材の直接人件費及びその他原価から算出。役員報酬、地代家賃、広告宣伝費、保険料、雑費等。
II. 直接経費			
1. 機材製造・購入・輸送費			
1) 機材製造・購入費等		×	日本国内における資機材の製造・購入費
①本邦機材製造・購入費			
②現地機材製造・購入費			
③現地工事費			資機材等の現地における据付等にかかる再委託工事費等
2) 輸送費・保険料・通関手数料		● (注2)	資機材等の輸送費（梱包費用、保険料、通関手数料等含む）※原則として、提案法人負担で資機材を投入し、調査終了後に持ち帰る場合のみ。
3) 関税・付加価値税（VAT）等		● (注2)	資機材等の現地通関の際の必要な関税等
2. 旅費			
1) 航空賃		●	事業提案者の業務従事者及び外部人材の現地渡航に必要な航空運賃等
2) 日当・宿泊料、内国旅費		●	事業提案者の業務従事者及び外部人材の日当・宿泊料及び日本国内の内国旅費
3. 現地活動費			
1) 車両関係費		●	現地での活動に必要な車両関係費
2) 現地備人費		●	現地での活動に必要な備人費
3) 現地交通費		●	現地での交通費
4) 現地再委託費		●	現地における委託契約費用
5) 上記以外の費用		×	

(注1) **直接費に加え、管理費を計上することが可能です。**その金額は、「II. 直接経費」の金額に管理費率（上限10%）を乗じて算出します。

(注2) 原則として、提案法人負担で資機材を投入し、調査終了後に機材を日本に持ち帰る場合のみ、往復での輸送費計上を認めています。ただし、対象となる機材が消耗品である場合など、その妥当性が確認できる場合は、片道みの輸送費計上を認める場合があります。

(1) 見積書の作成に当たって

本調査の直接費として計上が可能な費目は下表のとおりです。詳細については、別添 1. 経理処理（積算）ガイドラインを参照してください。

(2) 起算日について

契約における各種基準額（直接人件費基準月額（上限）、日当・宿泊料基準額（上限）、内国旅費（上限）等）や、業務従事者（全業務従事者）及び外部人材の格付け等に係る年数等算出の起算日は本公示日とします。

(3) 契約履行期間外に発生した経費について

企画書、見積書作成を含む準備段階等、契約締結前に提案事業者が負担した費用については、いかなる理由であっても JICA は負担しません。同様に、契約履行期間終了後に発生する経費についても、JICA は負担致しません。

(4) 提案事業者の人件費について

将来的な海外ビジネス展開が促進されるという本事業の性格に鑑み、提案事業者に応分の負担を求める観点から、共同企業体構成員を含む提案事業者（及び親子関係、その他の実質的支配関係にある法人・団体に所属する人材、補強を含む）の人件費を当機構は負担いたしません。

※外部人材として参画する業務従事者については、人件費の計上が可能です。

(5) 安全対策経費について

事業対象国、地域の治安状況により、採択後に安全対策に必要な経費（武装警官備上費用等）の計上をお願いすることがあります。その場合でも、当該経費を含めた契約金額が上限金額を越えることを原則認めませんが、例外的に上限金額を上回ることを許容することがあります。

以上